

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
島を含む。)

(本州等の附属の島)

第二条 条例第二条第一項第一号の人事委員会規則で定める本州等の附属の島は、次の各号に掲げる島を除いた島とする。

一 硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

二 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島

(新たに採用された職員で赴任の対象となる者)

第三条 条例第二条第一項第四号の人事委員会規則で定める職員は、國又は他の都道府県の職員から引き続いて採用された職員及び人事委員会が任命権者の申請に基づき別に定める職員とする。

人事委員会規則

職員の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

昭和四十五年七月十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

職員の旅費に関する条例施行規則

(旅行命令等の取消し等の場合に旅費として支給する額)

第五条 条例第三条第五項の人事委員会規則で定める金額は、次の各号に

定めるところとする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手続をしたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について

第一条 この規則は、職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県会規則第十三号)の全部を改正する。(目的)

職員等の旅費の支給に関する規則(昭和二十七年十二月鳥取県人事委員会規則第十三号)の全部を改正する。

第一条 この規則は、職員の旅費に関する条例(昭和四十五年七月鳥取県会規則第十三号)の全部を改正する。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため、又は外国への旅行に伴う支度のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができる移転料又は支度料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額

三 外国への旅行に伴う外貨の買入れ又はこれに準ずる経費を支弁するため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた額の範囲内の額

(旅費額の喪失の場合に旅費として支給する額)

条六条 条例第三条第六項の人事委員会規則で定める金額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。

一 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下本条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(旅行命令簿等の提示)

第七条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又は変更した場合には、すみやかに当該旅行命令簿等を支出担当職員等に提示しなければならない。

(旅行命令簿等の記載事項及び様式)

第八条 条例第四条第六項の規定による旅行命令簿等の記載事項及び様式は、様式第一号による。

(路程の計算)

第九条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる路程により行なうものとする。

一 鉄道 日本国鉄道の調べに係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程

二 水路 海上保安庁の調べに係る距離表に掲げる路程

三 陸路 県内については人事委員会が別に定める県内陸路料程表に掲げる路程、県外については郵政省の調べに係る郵便線路図に掲げる路程

2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかる

らず、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を計算することができる。

3 第一項第三号の規定による陸路の路程を計算する場合には、県内については県内陸路料程表に掲げる各市町村内における役場（出張所等を含む。）、県外については郵便線路図に掲げる各市町村（都については、各特別区）内における郵便局で、当該旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いものを起点とする。

4 陸路と鉄道、水路又は航空とにわたる旅行について陸路の路程を計算する場合には、前項の規定にかかるわらず、鉄道駅、波止場又は飛行場を起点とすることができる。

5 前二項の規定により陸路の路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかるわらず、地方公共団体の長の証明する元標その他当該陸路の路程

の計算について信頼するに足るものと起算することができる。

6. 外国旅行の旅費の計算上必要な路程の計算は、前五項の規定の趣旨に準じて行なうものとする。

(旅費請求書等)

第十条 条例第十三条第一項の人事委員会規則で定める書類は、別表第二のとおりとする。

(概算払に係る旅費の精算期間)

第十一条 条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日の翌日から起算して二週間とする。

(概算払に係る旅費の過払金の返納期間)

第十二条 条例第十三条第三項の人事委員会規則で定める期間は、精算による過払金の返納の通知をした日の翌日から起算して二週間とする。

(期間内に旅費の精算又は過払金の返納をしなかつた場合の取扱い)

第十三条 条例第十三条第四項の規定により行なう概算払に係る旅費額又は過払金に相当する金額の差し引きは、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)に規定する給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿泊手当若しくはこれらに相当する給与又は旅費の額からすみやかに行なうものとする。

(日額旅費を支給する旅行等)

第十四条 条例第二十四条第一項の人事委員会規則で定める日額旅費を支給する旅行は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1 別表第三の上欄の勤務箇所に勤務する職員が、当該中欄に掲げる業務のため、それぞれ当該下欄に掲げる支給対象地域内でする旅行
- 2 講習、研修等の開始される日から終了するまでの期間が、県内にあつては三日以上、県外にあつては七日以上にわたる講習、研修等を受ける職員が、当該講習、研修等を受けるためにする旅行
- 3 前条第一号に規定する旅行の場合には、別表第四の定額
- 4 前条第二号に規定する旅行の場合には、次に掲げる額。ただし、日当及び宿泊料については、特別の事情がある場合には、人事委員会が任命権者の申請に基づき別に定める額

 - イ 宿泊を要しない場合は、別表第五の定額。ただし、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合は、同表の定額に条例別表第一号に定める宿泊料の定額の範囲内の実費の額を加えて得た額
 - ロ 宿泊をする場合は、別表第六の定額

- 5 前条第一号に規定する旅行について支給する日額旅費は、一箇月分を取りまとめ、支給するものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りでない。
- 6 日額旅費の支給方法は、前項に規定するもののほか、条例第六条第一項に規定する旅費の支給方法の例による。
- 7 在勤地内旅行の日当の額
- 8 第十六条 条例第二十五条第二号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

一 旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、条例別表第一号に定める日当の定額の三分の一に相当する額

二 旅行が行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合に
は、条例別表第一号に定める日当の定額の二分の一に相当する額
(旅行手当を支給する旅行等)

第十七条 条例第三十条第一項の人事委員会規則で定める旅行手当を支給する旅行は、水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにする旅行(公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸してした旅行を除く。)とする。

第十八条 条例第三十条第二項の規定による旅行手当の額は、職員が最後に本邦の港を出港した日から最初に本邦の港に入港した日までの期間について、次の表の目的地(目的海域を含む。以下同じ。)の区分に従い、それぞれ別表第七に定めるとおりとする。ただし、同一航海において、その区分を異にする二以上の目的地を航海することとなつたときは、額の多い方の定額、天災その他やむを得ない事情によりその区分を異にする目的地に航海することとなつたときは、その区分を異にした期間中に限り、額の多い方の定額による。

区分	航 海 区 域
東経一三一度北緯二七度、東経一三五度北緯三〇度、東経一四三度北緯三一度、東経一四六度三〇分北緯四〇度、東経一五〇度北緯四四度、東経一四六度北緯四八度、東経一四〇度北緯四八度、東経一三五度北緯四〇度、東経一三〇度北緯三八度、東経一二六	

第一区	度北緯三四度、東経一二六度北緯三〇度及び東経一二八度北緯二七度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域
第二区	東経一七五度、北緯五一度、東経一三四度及び北緯六三度の線により囲まれた区域並びに東経一七五度、南緯一一度、東経九四度及び北緯二一度の線により囲まれた区域(トンキン湾を含む。)
第三区	
第四区	第一区、第二区及び第三区以外の区域

2 職員が旅行中に退職、免職、失職又は休職となつたときは、当該発令後最初に本邦の港に入港した日までの期間について、旅行手当を支給する。

3 旅行手当は、一航海ごとに支給する。
(旅費の調整の基準)

第十九条 条例第三十一条第一項から第三項までの規定を適用する場合の基準は、別表第八のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、日額旅費の定額に関する規定は昭和四十五年四月十七日以後に出発した旅行から、その他の規定はこの規

則の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

(経過措置)

この規則施行の際、現に残存する旅費請求書の用紙については、当分の間、この規則の規定にかかわらず、所要の調整をして使用することができる。

給料表	教育職	給料表	教育職	給料表	公安職	給料表	他等の表
一等級 うち十四号 給以上	一等級の二等級の うち十三号 給以下	一等級の二等級の うち十九号 給以上	一等級の二等級の うち十六号 給以下	二等級の三等級の うち九号 給以上	特一等級	一等級	一等級
二等級 うち十四号 給以下	二等級の二等級の うち十八号 給からまで	二等級の二等級の うち十号 給以下	二等級の二等級の うち十号 給以上	二等級の三等級の うち八号 給以下	一等級	二等級	二等級
三等級 うち十三号 給以上	三等級の三等級の うち二号 給以上	三等級の三等級の うち二号 給以上	三等級の三等級の うち二号 給以上	三等級の三等級の うち二号 給以上	三等級	三等級	三等級
四等級 うち二号 給以上	四等級の四等級の うち二号 給以上	四等級の四等級の うち二号 給以上	四等級の四等級の うち二号 給以上	四等級の四等級の うち二号 給以上	四等級	四等級	四等級
五等級 うち二号 給以上	五等級の五等級の うち二号 給以上	五等級の五等級の うち二号 給以上	五等級の五等級の うち二号 給以上	五等級の五等級の うち二号 給以上	五等級	五等級	五等級
六等級 うち三号 給以上	六等級の六等級の うち三号 給以上	六等級の六等級の うち三号 給以上	六等級の六等級の うち三号 給以上	六等級の六等級の うち三号 給以上	六等級	六等級	六等級
七等級の七等級の うち二号 給以下	七等級の七等級の うち二号 給以下	七等級の七等級の うち二号 給以下	七等級の七等級の うち二号 給以下	七等級の七等級の うち二号 給以下	七等級	七等級	七等級

別表第二

旅費の種類	旅費請求書 添付書類
条例第三条第一項に規定する 赴任に係る旅費	様式第二号
条例第三条第五項に規定する 旅費	様式第三号
条例第三条第六項に規定する 旅費	様式第四号
条例第二十三条に規定する扶 養親族移転料	様式第二号
条例第二十四条に規定する日 額旅費又は条例第二十五条に 規定する在勤地内旅行の旅費 (移転料を除く。)	様式第五号
条例第十八条第二項に規定する旅 費及び条例第二十九条の規定	書類

により国家公務員の外国旅行 の旅費の例によるものとされ た場合における死亡手当	様式第六号	地及び遺族であることを証明す る書類
条例第三十条に規定する旅行 手当	様式第七号	天災その他やむを得ない事情に より区分を異にする目的地を航 海する場合には、それを証明す る書類
条例第七条ただし書の 規定により計算される 場合の旅費	様式第八号	公務上の必要又は天災その他や むを得ない事情を証明する書類
条例第十五条第一項第 四号に規定する寝台料	金	公務上の必要を証明する書類及 びその支払を証明するに足る書 類
条例第十六条に規定す る航空賃	金	その支払を証明するに足る書 類
条例第十七条第一項た だし書に規定する車賃	"	公務上の必要又は天災その他や むを得ない事情を証明する書類
条例第十八条第二項に規定する 旅費	書類	及びその支払を証明するに足る 書類
規定による場合におけ る		
公務上の必要又は天災その他や むを得ない事情を証明する書類		

る日当又は条例第十九 条第二項に規定する宿 泊料	その他 の旅費	条例第二十条に規定す る食卓料	条例第二十一条に規定 する移転料	条例第二十六条第一項 第二号に規定する鉄道 貨、船貨又は車貨	条例第二十七条に規定 する旅費	条例第三十二条に規定 する旅費	その他の旅費
"	"	"	"	"	"	"	"
明する書類	明する書類	書類	書類	公務上の必要又は天災その他や むを得ない事情を証明する書類 及びその支払を証明するに足る 書類	旅行中に退職等となつたこと、 退職等の事由、退職等を知つた 日にいた地及び所定の期間内に 退職等に伴う旅行をしたことを 証明する書類	条例の規定に該当することを証 明する書類	条例第三十二条に規定 する旅費
振地方農興局林	労政事務所	保健所	事務所	北九州事務所	東京事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹 介、斡旋、物産展示販売、工場誘 致又は公用自動車の運転	支給対象地域 の区域

別表第三

振地方農興局林	労政事務所	保健所	事務所	北九州事務所	東京事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹 介、斡旋、物産展示販売、工場誘 致又は公用自動車の運転	支給対象地域 の区域
	用自動車の運転	監視、取締、予防、指導、検査、 放射線照射、保健指導又は公用自 動車の運転	情報収集、調査、労働教育又は公 用自動車の運転	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹 介、斡旋、物産展示販売又は公用 自動車の運転	大阪事務所	連絡、情報収集、調査、宣伝、紹 介、斡旋、物産展示販売、工場誘 致又は公用自動車の運転	東京都の特別区 の区域

知事の事務部局	農業改良普及所	病害虫防除所	検査、工事の施行又は公用自動車の運転	管轄区域
畜生衛生所	畜産保健指導所	病害虫防除又は公用自動車の運転	普及指導又は公用自動車の運転	管轄区域
久米ヶ原土地改良事業所	畜業指導所	畜産伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転	畜業技術の改良普及、養蚕経営の指導又は公用自動車の運転	管轄区域
大山農地開発調査局	畜業指導所	畜産伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転	畜業技術の改良普及、養蚕経営の指導又は公用自動車の運転	管轄区域
尼除治水ダム建設事務所	畜業指導所	畜産伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転	畜業技術の改良普及、養蚕経営の指導又は公用自動車の運転	管轄区域
の運転	畜業指導所	畜産伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転	畜業技術の改良普及、養蚕経営の指導又は公用自動車の運転	管轄区域
調査設計、工事の施工、指導、監督	畜業指導所	畜産伝染病予防、試験、検査、指導又は公用自動車の運転	畜業技術の改良普及、養蚕経営の指導又は公用自動車の運転	管轄区域

別表第四	区 分	その他の事務部局	警察の事務部局等	教育委員会の事務部局等	高等学校	定時制の課程の巡回指導又は公用自動車の運転	都市開発事務所
旅行が行程八キロメー	宿泊を要しない場合	公用自動車の運転	警察署	関係機関	高等学校	定時制の課程の巡回指導又は公用自動車の運転	都市開発事務所
にあらる者	(一) 日につき四等級以上ある者の職務	公用自動車の運転	警察署	関係機関	高等学校	定時制の課程の巡回指導又は公用自動車の運転	都市開発事務所
にあらる者	宿泊を要する場合	公用自動車の運転	警察署	関係機関	高等学校	定時制の課程の巡回指導又は公用自動車の運転	都市開発事務所
宿泊を要しなし	宿泊を要する場合	公用自動車の運転	警察署	関係機関	高等学校	定時制の課程の巡回指導又は公用自動車の運転	都市開発事務所
宿泊を要しなし	宿泊を要する場合	公用自動車の運転	警察署	関係機関	高等学校	定時制の課程の巡回指導又は公用自動車の運転	都市開発事務所

別表第五

在勤地外	講習、研修等の実施地	(一日につき) 額	定	トル未満又は引き続き五時間以上八時間未満の場合	トル以上十六キロメートル以上又は引き続 き八時間以上の場合	旅行が行程十六キロメートル以上又是引き続 き八時間以上の場合	三五〇円	一八五円	い場合の額にない場合又は宿泊を要する場合の額と交換機関の利用について要し	宿泊料の額(一夜当たりの宿泊料の一 号の宿泊料の定額の範囲内)	旅 行 日 数 を 乗 じて得た額と	旅 行 日 数 を 乗 じて得た額と	旅 行 日 数 を 乗 じて得た額と
在勤地内	講習、研修等の実施地	(一日につき) 額	定	在勤地以外の地にわたらる旅行で、その行程が二十五キロメートル以上五十キロメートル未満の場合	在勤地以外の地にわたらる旅行で、その行程が二十五キロメートル以上五十キロメートル未満の場合	三五〇円	二七五円	一八五円	旅 行 日 数 を 乗 じて得 た 額 と 宿 泊 料 の 額 を 合 算 す る 方 法	旅 行 日 数 を 乗 じて得 た 額 と 宿 泊 料 の 額 を 合 算 す る 方 法	旅 行 日 数 を 乗 じて得 た 額 と 宿 泊 料 の 額 を 合 算 す る 方 法	旅 行 日 数 を 乗 じて得 た 額 と 宿 泊 料 の 額 を 合 算 す る 方 法	

別表第六号

五等級以下の職務にある者	区	分	定	講習、研修等の実施地	宿泊の施設	講習、研修等の期間	日当(一 き)	宿泊料(一夜につき)	鉄道貨、船貨、航空貨及び車貨	額	別表第六号		
											内	外	内
四〇〇円	第一区	第二区	第三区	第四区	すべての宿泊施設	全期間のうち	全期間のうち	全期間のうち	全期間のうち	一六〇円	七〇〇円	一、三九〇円	一、一二〇円
四三五円					三〇日以上	三〇日以上	三〇日以上	三〇日以上	三〇日以上	二八〇円	一、二三〇円	一、七四〇円	二、三九〇円
四七〇円					三〇日以内	三〇日以内	三〇日以内	三〇日以内	三〇日以内	二八〇円	五八〇円	二、一二〇円	九八〇円
五〇〇円					一日未満	一日未満	一日未満	一日未満	一日未満	二四〇円	五四〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円

四等級以上の職務にある者	区	分	定	講習、研修等の実施地	宿泊の施設	講習、研修等の期間	日当(一 き)	宿泊料(一夜につき)	鉄道貨、船貨、航空貨及び車貨	額	別表第六号		
四〇〇円	第一区	第二区	第三区	第四区	すべての宿泊施設	全期間のうち	全期間のうち	全期間のうち	全期間のうち	一六〇円	七〇〇円	一、三九〇円	一、一二〇円
五四〇円					三〇日以上	三〇日以上	三〇日以上	三〇日以上	三〇日以上	二八〇円	一、二三〇円	一、七四〇円	二、三九〇円
五四〇円					三〇日以内	三〇日以内	三〇日以内	三〇日以内	三〇日以内	二八〇円	五八〇円	二、一二〇円	九八〇円
五六〇円					一日未満	一日未満	一日未満	一日未満	一日未満	二四〇円	五四〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円

調整後の鉄道貨、船貨、航空貨及び車貨の額又は条例第三十一條の規定による旅費の額

別表第八

第一 条例第三十一条第一項の規定を適用する場合の基準

一 職員の職務、職務の等級又は等級の号給がさかのぼつて変更された場合において、当該職員がすでにした旅行について旅費の変更されることが適当でないと認められるときは、当該変更に係る部分の旅費を支給しないものとする。

二 職員が公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して旅行したため、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を必要としなかつた場合には、当該必要としなかつた旅費の全額を支給しないものとする。

三 職員が公用の自動車により在勤地以外の地域で陸路二十五キロメートル以上五十キロメートル未満の旅行をした場合には、条例別表第一号の日当の定額の二分の一に相当する額を支給しないものとする。

四 職員が水産試験船、取締船、実習船及び警備船に乗り組み、一日につき五時間未満の航海をした場合には、日当又は旅行手当を支給しないものとする。

五 職員が旅行中公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、条例に定める日当又は宿泊料を支給する必要がない場合には、当該療養期間中条例別表第一号の日当及び宿泊料の定額の二分の一に相当する額を支給しないものとする。

六 職員が赴任に伴う住所又は居所の移転をした場合において、当該赴任に伴う現実の移転の路程が旧在勤地から新在勤地までの路程に満たないときには、条例に定める移転料の定額とその現実の移転の

路程に応じた条例別表第二号の移転料の定額との差額を支給しないものとする。

七 職員が赴任に伴う住所又は居所を移転した場合において、次に掲げるときには、条例に定める着後手当の一部を支給しないものとし、その支給しない額は、それぞれに掲げるとおりとする。

イ 新在勤地に到着後直ちに職員のための仮設宿舎又は自宅に入る場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第一号の日当の定額の二日分及び宿泊料の定額の二夜分に相当する額との差額
ロ 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル未満の場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第一号の日当の定額の三日分及び宿泊料の定額の三夜分に相当する額との差額

ハ 赴任に伴う移転の路程が鉄道五十キロメートル以上百キロメートル未満の場合 条例に定める着後手当の額と条例別表第一号の日当の定額の四日分及び宿泊料の定額の四夜分に相当する額との差額

八 赴任に伴い扶養親族を移転する場合において、当該移転が前号イからハまでに掲げる場合に該当するときには、条例で定める扶養親族移転料の額とそれぞれ前号イからハまでに掲げる場合に支給されることとなる着後手当に相当する額をその計算の基礎とした扶養親族移転料の額との差額を支給しないものとする。

九 職員が移動警察用務のため旅行した場合には、条例に定める鉄道賃の額と鉄道賃の最下級の運賃の額、条例に定める船賃の額と船賃の最下級の運賃の額及び条例に定める車賃の額と車賃の実費の額とのそれぞれの差額を支給しないものとする。

十 職員が水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行

のうち公海上の航海、漁ろう等のためにする旅行において、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸し、旅行した場合には、条例に定める支度料に相当する額を支給しないものとする。

十一 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、条例に定める旅費を支給する必要がない場合には、当該条例に定める旅費のうち県の経費以外の経費から支給される旅費の額に相当する額を支給しないものとする。

第二 条例第三十一条第二項の規定を適用する場合の基準

条例第十四条第一項に規定する鉄道旅行及び条例第十五条第一項に規定する水路旅行のうち、座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合において、二等級以下七等級三号給以上の職務又はこれに相当する職務にある者が一等級若しくはこれに相当する職務にある者又は人事委員会が別に定める者に随行する旅行のため、座席指定料金を支給する必要があると認められるときには、座席指定料金を支給するものとする。

第三 条例第三十一条第三項の規定を適用する場合の基準

次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。

イ 鉄道貨及び船貨 最下級の鉄道貨及び船貨に相当する額
ロ 車貨 実費の額に相当する額

ハ 日当、宿泊料及び旅行手当 条例別表第一号に定める日当及び宿泊料並びに別表第七に定める旅行手当のそれぞれの定額の二分

の一に相当する額

様式第1号

旅 行 命 依 令 賴 簿

No. _____

所属部局課			住 所 (又は居所)		職務の等級 及び号給		年 月 日		等級 号給	
職 名	氏 名	用 務	用 務 先	旅 行 期 間	開 業 者 の 認 印	旅 行 命 令 權 支 払 擔 當 概 算 払 額	年 月 日	精 算 払 額	備 考	
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						
				年 月 日 から 年 月 日 まで						

備考 1 この様式は、用途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

2 旅行命令等の変更の場合には、朱書すること。

様式第2号

旅 費 精 算 扱 算 請 求 書

旅行者印

殿 請求者

所属部局課職名

職務の等級

号給

返納額

金

食卓料

計

概 算 額 円 精 算 額 円 追 給 額 円

返 納 額

金

宿泊料

食卓料

計

年月日 出発地経路 到着地宿泊地 鉄道賃料 急行料金 特別車両料金 その他 船賃料金 航空賃料 定額 実費額 日数 宿泊料

金

食卓料

計

キロメートル 円 円 円 円 円 円 円 円

金

食卓料

計

合 計

金

食卓料

計

移 転 料 路 程 定 額 既 給 額 差 引 額

金

食卓料

計

キロメートル 円 円

金

食卓料

計

扶 転 料 区 分 人 員 鉄道賃 船 賃 航空賃 車 賃 日 当 宿泊料 食卓料 着後手当

金

食卓料

計

上記のとおり旅費を請求します。
上記の金額を領収しました。

年 月 日

金

食卓料

殿 氏名

備考

備考 1 この様式は、使途に從い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

2 扶養親族移転料だけを請求する場合には、本人分の旅費を朱書すること。

株式第3号

旅 費 請 求 書

(号外) 第57号 14

(第三種郵便物認可) 昭和45年7月15日 水曜日 鳥取県公報

請 求 者 者 氏 名	旅 費 請 求 書		請求事由
	旅 行 命 令 權 者 印	殿	

所 屬 部 局 課 (又は職業名)(又は職員との続柄)

請 求 額 (又は等級及び号給)(又は職員との続柄) 円

請 求 額	内 容			
	区 分	本 人 分	扶 養 親 族 分	計
鉄道賃				円
船 賃				円
航 空 賃				円
車 移 賃				円
支 度 料				円
そ の 他				円
計				円

上記のとおり旅費を請求します。
上記の金額を領收しました。

年 月 日	備 考
氏 名	印
殿	

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第4号

旅 費 請 求 書

請求額	円 根 拠	被 害 失 以 後 の 旅 行 に 必 要 な 旅 費 額	所 属 部 局 課		職 名 及び号給		氏 名		旅行命令権者印											
			般	請求者	等級	号給	差	引	額	喪失事由										
			鉄道費	船 費	車 費	日 当	宿泊料	食卓料												
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	路程	運賃	急行	特別車両料金その他	複合料金その他	航空費	定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額		
					キロメートル	円	円	円	円	キロメートル	円	円	円	円	日	円	夜	円	夜	円
合計																				
上記のとおり旅費を請求します。					年 月 日					備考										
上記の金額を領収しました。					年 月 日					備考										
氏名																				
般																				

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

その2

旅費概算払請求書 (連名式)

概 算 額 合 計	精 算 額 合 計	追 給 額 合 計	返 納 額 合 計
元	元	元	元

精 算 額	追 給 額	返 納 額	旅 行 事 由	所 属 部 局 課	職 名	職 务 の 等 級	姓 名	受 領 者 氏 名	旅 行 指 令 印
元	元	元	元	元	元	元	元	元	元

(各人共通計算内容)

年 月 日	出 発 地	到 着 地	宿 宿 地	所 要 時 間	行 程 は 日 額 旅 費	鐵 道 費	車 費	宿 泊 料	そ の 他
					キロメ ル	キロメ ル	キロメ ル	キロメ ル	元
合	計								
					キロメ ル	キロメ ル	キロメ ル	キロメ ル	元

上記のとおり旅費を請求します。

上記の金額を領収しました。

氏

④

備考

備考 この様式は、便途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第6号

旅 費 請 求 書

算出根拠

		旅 行 命 令 印	旅 行 命 令 印	
請 求 者 者	所 属 (又 は 職 業)	部 住 局 (課 所)	旅 行 命 令 印	算出根拠
	職 務 (又 は 職 員 と の 統 柄)	名 氏	旅 行 命 令 印	
	請 求 額	円		
	所 属 部 局 課	旅 行 命 令 印		
死 亡 者 者	職 務 の 等 級 及 び 号 給	旅 行 命 令 印	備考	
	名 氏	旅 行 命 令 印		
	請 求 者 と の 統 柄	旅 行 命 令 印		
	年 年 月 日	旅 行 命 令 印		
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。 氏 名		備考		
○		○		

備考 この様式は、便途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第7号

その1

旅 費 概 算 払 算 請 求 書

殿 旅行命令権者印

請 求 者 者	旅費概算					旅行命令権者印
	所屬部局課	職名	職務の等級及び号給	等級	号給	
	氏名		(印)			
	請 求 額					

算 出 根 規	区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	計
		円	円	円	円	
	定額					
	期間	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	支給額	円	円	円	円	円

上記のとおり旅費を請求します。
上記の金額を領収しました。

氏名 (印) 殿

備考 この様式は、便途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

その2

旅 費 算 算 押 算 請 求 書
(連名式)

概 算 額	概 算 領 合 計		精 算 領 合 計	追 給 領 合 計	返 納 領 合 計
	円	円	円	円	円
(各人共通計算内容)					
算 区 分	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区	言
出 定 期	額 日 元	額 日 元	額 日 元	額 日 元	額 日 元
根 拠 支 給 額					

上記のとおり旅費を請求します。
上記の金額を領収しました。

氏 名

印

備考

備考 この様式は、用途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第8号

その1

旅費概算請求書

年月日	出発地	経路	到着地宿泊地	鉄道賃			船賃			車賃			宿泊料			食卓料			旅行命令権者印
				キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円	日	当	宿泊日	数定額	夜	
合計																			
参考第31条第項の規定による 増減額																			
差引支給額																			
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領收しました。	年	月	日																
氏名	(印)			備考															
殿																			

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

その2

旅費概算拵請求書

(連名式)

概算額合計 円	精算額合計 円	追給額合計 円	返納額合計 円
概算額 円	精算額 円	追給額 円	返納額 円

請求者 所屬部局課職名及び号給氏名	受領者氏名 旅行命印	請求者 所屬部局課職名及び号給氏名	受領者氏名 旅行命印
○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

(各人共通計算内容)

年月日出発地経路到着地宿泊地	鉄道	汽船	貨物	船	航空貨	車	貨	日當宿泊料	食卓料	計	
年月日	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	キロメートル	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
合計											
余り第31条第1項の規定による増減額											
差引支給額											
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を領収しました。氏名 殿	年 月 日	備考									

備考 この様式は、使途に従い不用の文字は抹消し、又は所要の事項を加えて使用すること。

様式第9号

旅 費 精 算 請 求 書

旅 行 命 令 月 日	旅 行 期 間	概 算 額 円	精 算 額 円	差 引 額 円	概 算 額 合 計 円			精 算 額 合 計 円			差 引 額 合 計 円			
					請	求	者	請	求	者	旅 行 旗 印	旅 行 旗 印	旅 行 旗 印	
所 属 部 課	職 名	職務の等級	姓 名	所 属 部 課	職 名	職務の等級	姓 名	所 属 部 課	職 名	職務の等級	姓 名	旅 行 旗 印	旅 行 旗 印	旅 行 旗 印
					年	月	日付					(印)		
					旅費概算払請求書の計算内容と同じ									
					年	月	日付					(印)		
					旅費概算払請求書の計算内容と同じ							(印)		
					年	月	日付					(印)		
					旅費概算払請求書の計算内容に同じ							(印)		

上記のとおり概算払に係る旅費の精算を請求します。

年 月 日